津別町 空き家等撤去促進事業

全国的にも空き家や廃屋の増加が深刻な問題となっています。

居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。

町では、良好な生活環境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家屋を自主的に取り組み壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。

空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成します

■対象となる家屋

3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない空き家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。範囲は、いずれも住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家のみであり、工場や倉庫は該当になりません。

■対象となる所有者

町内在住の有無や個人・法人を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

■対象となる事業

津別町内の業者が取り壊しを行う場合のみ対象となります。町外の業者が請け負うもの、また、個人が行うものは対象外です。

■対象となる金額・補助額

対象となる工事金額は50万円以上です。補助額は、工事金額の2分の1以内とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。

なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。

※今年度の事業は、20件分を予定しております。この事業の活用を希望される場合は、役場の担当までご相談ください。

問い合わせ先
建設課　住宅グループ
☎76－2151
（内線252、255）

空き家等撤去促進事業 Q & A

Q. 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合は、対象となる？

A. 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。

Q. 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが？

A. 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご確認ください。

Q. 申請に必要な書類は？

A. 申請書類一式は役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。

国民健康保険証の更新手続きをお願いします

◎国民健康保険（退職者医療も含む）被保険者証を更新します

右記の日程で行いますので、必ず４月30日までに更新の手続きをしてください。

※後期高齢者医療制度（75歳以上、又は65歳以上で一定の障がいがあると認められた人）の方は更新対象となりません。

◎保険税未納の場合は…

特別な理由もなく保険税を納めない人には、有効期限の短い保険証が交付されることになります。また、納期限から１年を過ぎても滞納を続けていると、保険証を回収し「被保険者資格証明書」が交付され、病院にかかる時は一旦10割の医療費を支払うことになります。未納がある方は、国保担当又は税務担当にご相談ください。

保険証の更新日程（土・日・祝日は除きます）

更新日	時間	場所	対象地区
４月17日	10：30～11：30	活汲地区農業研修センター	東岡、活汲、岩富
	13：30～14：30	本岐地区農業研修センター	本岐、双葉、木樋沼沢、大昭、二又
	15：00～16：00	相生公民館	相生、布川
４月20日～30日	8：30～17：15	役場国保担当⑨番窓口	全地区

更新手続きの方法

印鑑・保険証を持参の上、上記の場所にお越しください。

※社会保険等に加入している場合は、喪失手続きが必要です。社会保険等の保険証と印鑑を持参し、窓口で手続きをお願いします。

問い合わせ先　保健福祉課 健康医療グループ 国保担当　☎76－2151（内線228、229）

平成27年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の実施について

平成27年度の狂犬病予防注射と畜犬登録を、次の日程で実施します。犬を飼っている方は、最寄りの会場まで犬を連れてくるようお願いいたします。また、状況により時間が遅れる場合もありますので、ご了承願います。

なお、都合により最寄りの会場に行くことができない場合は、他の会場でも受付できますので、必ず予防注射と登録を行うようお願いいたします。

※犬の体調が心配な方は獣医師に相談してください。獣医師の判断で注射を猶予することもできます。

料金表

登録料　１頭につき　3,000円
（登録は犬の生涯に１回です）

注射料　１頭につき　3,110円
（注射は毎年１回必ず受けなければなりません）

《畜犬登録・狂犬病予防注射実施日程表》

日	時間	会場	対象自治会名
４月18日（土）	8時15分～12時00分	戸別	達美、西達美、高台1・2、上美都、下美都、上里、豊永1
	13時10分～13時25分	活汲消防前	活汲中央
	13時30分～17時00分	戸別	東達美、下最上、上最上、沼沢（チミケップ）
４月19日（日）	8時15分～8時35分	青柳自動車横	豊永4
	8時40分～9時15分	水口電気店前	豊永2・3
	9時25分～10時05分	旧てん馬屋前	共和2・3・4
	10時15分～10時30分	旧林石スタンド前	本町、西町、緑町3
	10時35分～10時45分	西町寿の家前	緑町2
	10時50分～11時00分	関谷宅前	緑町1、達美町
	11時05分～11時20分	旧多喜商店前	東町、新町
	11時25分～11時50分	共済組合前	幸町、柏町、旭町1・2・3
	13時00分～17時00分	戸別	高台町、活汲1・3、東岡、岩富
４月20日（月）	8時15分～9時40分	戸別	共和1、恩根1、恩根中央、相生2
	10時00分～10時10分	旧相生消防前	相生中央
	10時20分～11時50分	戸別	布川、大昭
	13時10分～13時20分	本岐消防前	本岐市街
	13時20分～17時30分	戸別	本岐2、木樋、二又、沼沢、双葉

問い合わせ先　住民企画課　住民企画グループ　☎76－2151（内線217）